

「電子交換所規則」新旧対照表

(下線部は改正箇所を示す)

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、一般社団法人全国銀行協会（以下「協会」という。）の定款（以下「定款」という。）第4条の規定にもとづき、協会が設置、運営する電子交換所（手形法第38条第2項、同第77条第1項第3号、小切手法第31条にそれぞれ定める手形交換所であり、以下単に「交換所」という。）の組織および業務の方法について定め、もって手形、小切手等の簡易、円滑な取立を可能にする<u>こと</u>を目的とする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(交換所の事業)</p> <p>第3条 交換所は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 手形、小切手その他の証券の交換決済 二 <u>(削除)</u> 三 手形交換に関する資料の収集および配布 四 その他第1条の目的を達成するために必要な事業 <p>第4条～第12条 (略)</p> <p>(交換証券)</p> <p>第13条 参加銀行は、他の参加銀行において支払うべき手形、小切手をこの章の規定により交換に付すものとする。ただし、第30条または第32条の規定により手形、小切手が返還された場合ならびに台風、洪水、大火、地震等の災害、事変、交換所に係る施設・設備の爆破、不法占拠等（以下併せて「被災」という。）および新型インフルエンザ等対策特別措置法にもとづく新型インフルエンザ等の発生時その他手形、小切手の持出もしくは持帰が困難な特段の事情がある場合はこの限りでない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、参加銀行は、2027年4月1日以降は、前項の手形または小切手を交換に付することはできない。ただし、参加銀行が2026年4月30日までに交換取立依頼を受け付けた手形または小切手であって、2029年6月29日までに交換に付したものについては、この限りでない。</u></p> <p><u>3</u> 参加銀行は、配当金領収証、その他金額の確定した証券で、当該銀行において領収すべき権利の明らかなものを、交換に付することができる。ただし、別に定める証券についてはこの限りではない。</p> <p><u>4</u> 参加銀行は、自行店舗において支払うべき手形、小切手および前項本文に定める証券を交換に付することができる。</p> <p><u>5</u> 前<u>4</u>項により交換に付す<u>い</u>っさいの証券は、この章において、これを「手形」という。</p> <p>第14条～第38条 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、一般社団法人全国銀行協会（以下「協会」という。）の定款（以下「定款」という。）第4条の規定にもとづき、協会が設置、運営する電子交換所（手形法第38条第2項、同第77条第1項第3号、小切手法第31条にそれぞれ定める手形交換所であり、以下単に「交換所」という。）の組織および業務の方法について定め、もって手形、小切手等の簡易、円滑な取立を可能にし、併せて信用取引の秩序維持を<u>図る</u>ことを目的とする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(交換所の事業)</p> <p>第3条 交換所は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 手形、小切手その他の証券の交換決済 二 <u>取引停止処分制度の運営</u> 三 手形交換に関する資料の収集および配布 四 その他第1条の目的を達成するために必要な事業 <p>第4条～第12条 (略)</p> <p>(交換証券)</p> <p>第13条 参加銀行は、他の参加銀行において支払うべき手形、小切手をこの章の規定により交換に付すものとする。ただし、第30条または第32条の規定により手形、小切手が返還された場合ならびに台風、洪水、大火、地震等の災害、事変、交換所に係る施設・設備の爆破、不法占拠等（以下併せて「被災」という。）および新型インフルエンザ等対策特別措置法にもとづく新型インフルエンザ等の発生時その他手形、小切手の持出もしくは持帰が困難な特段の事情がある場合はこの限りでない。</p> <p><u>2</u> 参加銀行は、配当金領収証、その他金額の確定した証券で、当該銀行において領収すべき権利の明らかなものを、交換に付することができる。ただし、別に定める証券についてはこの限りではない。</p> <p><u>3</u> 参加銀行は、自行店舗において支払うべき手形、小切手および前項本文に定める証券を交換に付することができる。</p> <p><u>4</u> 前<u>3</u>項により交換に付す<u>い</u>っさいの証券は、この章において、これを「手形」という。</p> <p>第14条～第38条 (略)</p>

新	旧
<p>(取引停止処分) 第 39 条 <u>(削除)</u></p>	<p>(取引停止処分) 第 39 条 <u>手形または小切手（以下この章において「手形」という。）の不渡があったときは、約束手形もしくは小切手の振出人または為替手形の引受人（以下「振出人等」という。）に対して、この章に定めるところにより、取引停止処分をするものとする。</u></p> <p>2 <u>参加銀行は、取引停止処分を受けた者に対し、取引停止処分日から起算して2年間、当座勘定および貸出の取引をすることはできない。ただし、債権保全のための貸出はこの限りでない。</u></p>
<p>(取引停止処分の対象不渡事由および不渡情報登録) 第 40 条 <u>(削除)</u></p>	<p>(取引停止処分の対象不渡事由および不渡情報登録) 第 40 条 <u>手形の不渡があったときは、当該手形の支払銀行（振出人等から支払人として指定された金融機関をいう。）は、次の各号に該当する場合において、交換日の翌営業日の午前 11 時まで、電子交換所システムに不渡に係る情報を登録（以下「不渡情報登録」という。）しなければならない。ただし、取引停止処分中の者に係る不渡および細則で定める適法な呈示でないこと等を事由とする不渡については、不渡情報登録は要しないものとする。</u></p> <p><u>一 不渡事由が「資金不足」または「取引なし」の不渡</u> <u>二 不渡事由が前号以外で、細則で定める適法な呈示でないこと等を事由とするものを除く不渡</u></p> <p>2 <u>持出銀行は、前項に定める不渡情報登録が行われた場合、交換日の翌々営業日の午前 9 時 30 分までに、細則で定めるところにより、その登録された情報を確認し、必要な情報を登録しなければならない。同時刻までに確認を行わなかった場合、持出銀行は本項に定める確認を行ったものと見做す。</u></p> <p>3 <u>第 1 項の規定にかかわらず、細則で定める手形については、不渡情報登録の時限を別に定める。</u></p>
<p>(不渡報告) 第 41 条 <u>(削除)</u></p>	<p>(不渡報告) 第 41 条 <u>交換所は、参加銀行から不渡情報登録を受けたときは、次の各号に掲げる場合を除き、交換日から起算して 4 営業日目に当該振出人等を不渡報告に掲載して参加銀行へ通知する。</u></p> <p><u>一 不渡情報登録に対して異議申立が行われた場合</u> <u>二 不渡情報登録が取引停止処分を受けている者に係る場合</u> <u>三 交換日の翌々営業日の午後 3 時までに第 48 条に規定する取消の請求があった場合</u></p>
<p>(取引停止報告) 第 42 条 <u>(削除)</u></p>	<p>(取引停止報告) 第 42 条 <u>不渡報告に掲載された者について、その不渡情報登録に係る手形の交換日から起算して 6 か月後の当日の前日までの日（応当日がない場合には月末日とする。）を交換日とする手形に係る 2 回目の不渡情報登録が行われたときは、次の各号に掲げる場合を除き、取引停止処分に付するものとし、交換日から起算して 4 営業日目にこれを取引停止報告に掲載して参加銀行へ通知する。</u></p> <p><u>一 不渡情報登録に対して異議申立が行われた場合</u> <u>二 交換日の翌々営業日の午後 3 時までに第 48 条に規定する取消の請求があった場合</u></p> <p>2 <u>第 39 条第 2 項の取引停止処分日は、前項による通知を發した日とする。</u></p>
<p>(不渡情報の適正な管理) 第 43 条 <u>(削除)</u></p>	<p>(不渡情報の適正な管理) 第 43 条 <u>交換所および参加銀行は、第 40 条に規定する不渡情報登録、第 41 条に規定する不渡報告および前条に規定する取引停止報告に係る情報（以下、これらの情報を「不渡情報」という。）について漏えい等が生じないよう適正に管理しなければならない。</u></p>

新	旧
	<p>2 交換所は、細則で定める場合を除き、参加銀行以外の者に不渡情報を提供してはならない。</p> <p>3 参加銀行は、不渡情報を手形取引の円滑化の確保および当該参加銀行の与信取引上の判断のためにのみ利用するものとし、当該参加銀行以外の者に不渡情報を提供してはならない。</p> <p>4 交換所および参加銀行は、細則で定める安全管理に沿った措置を講じるものとする。</p>
<p>(不渡情報の共同利用)</p> <p>第44条 <u>（削除）</u></p>	<p>(不渡情報の共同利用)</p> <p>第44条 <u>不渡情報については、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)第27条第5項第3号の規定を適用し、交換所(協会)および参加銀行の間で共同して利用するものとする。</u></p> <p>2 前項により不渡情報を共同して利用する場合には、共同利用者は、細則で定める方法によりその目的等を継続的に公表するものとする。</p>
<p>(異議申立)</p> <p>第45条 <u>（削除）</u></p>	<p>(異議申立)</p> <p>第45条 <u>支払銀行は、第40条第1項第2号に規定する不渡事由の不渡情報登録に対し、交換日の翌々営業日の午後3時までに、細則で定めるところにより、異議申立をすることができる。</u></p> <p>2 前項の異議申立は、支払銀行が、振出人等から異議申立の対象とする手形金相当額の金銭(以下「異議申立預託金」という。)の預け入れを受けなければならない。ただし、不渡の事由が偽造または変造である場合は、支払銀行は、交換所に対し、細則で定めるところにより異議申立預託金の預託の免除を請求することができる。</p> <p>3 交換所は、前項ただし書による請求を受けた場合には、不渡手形審査専門委員会の審議に付し、その請求を理由があるものと認めるときは、異議申立預託金の預託を免除するものとする。</p>
<p>(異議申立の手続の終了および異議申立預託金の返還許可)</p> <p>第46条 <u>（削除）</u></p>	<p>(異議申立の手続の終了および異議申立預託金の返還許可)</p> <p>第46条 <u>交換所は、次の各号に掲げる場合において、支払銀行から異議申立預託金の返還許可の申立があったときは、前条の異議申立の手続を終了し、細則で定めるところにより、支払銀行に異議申立預託金の返還を許可する。</u></p> <p>一 <u>不渡事故が解消し、持出銀行から交換所に不渡事故解消届が提出された場合</u></p> <p>二 <u>別口の不渡により取引停止処分が行われた場合</u></p> <p>三 <u>支払銀行から不渡報告への掲載または取引停止処分を受けることもやむを得ないものとして異議申立の取下げの請求があった場合</u></p> <p>四 <u>異議申立をした日から起算して2年を経過した場合</u></p> <p>五 <u>当該振出人等が死亡した場合</u></p> <p>六 <u>当該手形の支払義務のないことが裁判(調停、裁判上の和解等確定判決と同一の効力を有するものを含む。)により確定した場合</u></p> <p>七 <u>持出銀行から交換所に支払義務確定届または差押命令送達届が提出された場合</u></p> <p>八 <u>支払銀行に預金保険法(昭和46年法律第34号)に定める保険事故が生じた場合</u></p> <p>2 前項第3号により異議申立預託金の返還を許可した場合には、その許可した日を交換日とする不渡情報登録が行われたものとみなして第41条または第42条の規定を適用する。第1項第1号、第2号、第4号から第6号まで、および第8号の事由により異議申立預託金の返還を許可した場合には、不渡報告への掲載または取引停止処分に付さないものとし、第7号の事由により異議申立預託金の返還を許可した場合には、次条によるほ</p>

新	旧
	<p>かは不渡報告への掲載または取引停止処分に付さないものとする。</p> <p>3 支払銀行は、手形の不渡が偽造、変造、詐取、紛失、盗難、取締役会承認等不存在その他これらに相当する事由によるものと認められる場合には、交換所に異議申立預託金の返還許可の申立をすることができる。この場合においては、その請求書に細則で定める証明資料を添付しなければならない。</p> <p>4 交換所は、前項の請求を受けた場合には、不渡手形審査専門委員会の審議に付し、その請求を理由があるものと認めるときは、異議申立預託金の返還を許可する。</p> <p>5 支払銀行は、前項の異議申立預託金の返還を許可された場合には、遅滞なく、当該振出人等に異議申立預託金を返還するものとする。ただし、異議申立預託金の返還請求権に対する差押等がされた場合は、この限りではない。</p>
<p>(支払義務の確定後における取引停止処分等)</p> <p>第 47 条 (削除)</p>	<p>(支払義務の確定後における取引停止処分等)</p> <p>第 47 条 持出銀行は、異議申立に係る不渡手形について振出人等に当該不渡手形金額全額の支払義務のあることが裁判により確定した後においても当該手形の支払がなされていない場合には、細則で定めるところにより、交換所に対し、当該不渡手形の振出人等の不渡報告への掲載または取引停止処分の審査を請求することができる。</p> <p>2 交換所は、前項の請求を受けた場合には、不渡手形審査専門委員会の審議に付し、その請求を理由があるものと認めるときは、同委員会の最終審査日を交換日とする不渡情報登録を受けたものとみなして第 41 条または第 42 条の規定を適用するものとする。</p>
<p>(不渡報告または取引停止処分の取消)</p> <p>第 48 条 (削除)</p>	<p>(不渡報告または取引停止処分の取消)</p> <p>第 48 条 不渡報告または取引停止処分が参加銀行の取扱錯誤による場合には、当該金融機関は交換所に対し、不渡報告または取引停止処分の取消を請求しなければならない。</p> <p>2 不渡報告または取引停止処分が参加銀行以外の金融機関の取扱錯誤による場合には、参加銀行は当該金融機関の依頼にもとづき、交換所に対し、不渡報告または取引停止処分の取消を請求することができる。</p> <p>3 交換所は、前 2 項の請求を受けたときは、直ちに、不渡報告または取引停止処分を取消すものとする。</p>
<p>(偽造、変造等の場合の不渡報告または取引停止処分の取消)</p> <p>第 49 条 (削除)</p>	<p>(偽造、変造等の場合の不渡報告または取引停止処分の取消)</p> <p>第 49 条 不渡報告または取引停止処分が偽造、変造、詐取、紛失、盗難、取締役会承認等不存在その他これらに相当する事由の手形について行われたものと認められる場合には、当該手形の振出人等と関係のある参加銀行は、交換所に対し、不渡報告または取引停止処分の取消を請求することができる。この場合においては、取消請求書に細則で定める証明資料を添付しなければならない。</p> <p>2 交換所は、前項の請求を受けた場合には、不渡手形審査専門委員会の審議に付し、その請求を理由があるものと認めるときは、不渡報告または取引停止処分を取消すものとする。</p>
<p>(取引停止処分等の解除)</p> <p>第 50 条 (削除)</p>	<p>(取引停止処分等の解除)</p> <p>第 50 条 参加銀行は、取引停止処分を受けた者について著しく信用を回復したとき、その他相当と認められる理由があるとき、または不渡報告に掲載された者について相当と認められる理由があるときは、交換所に対し、その解除を請求することができる。この場合においては、請求書に細則で定める証明資料を添付しなければならない。</p> <p>2 交換所は、前項の請求を受けた場合には、不渡手形審査専門委員会の審議に付し、その請求を理由があると</p>

新	旧
<p>(不渡手形審査専門委員会) 第 51 条 <u>（削除）</u></p> <p>第 52 条～第 57 条 （略）</p> <p>(一時停止時緊急措置時等における不渡情報登録) 第 58 条 <u>（削除）</u></p> <p>(一時停止時緊急措置時等における異議申立) 第 59 条 <u>（削除）</u></p> <p>(一時停止時緊急措置時等における異議申立預託金の返還許可等) 第 60 条 <u>（削除）</u></p> <p>(一時停止時緊急措置時等における支払義務確定後の取引停止処分等) 第 61 条 <u>（削除）</u></p> <p>第 62 条～第 67 条 （略）</p>	<p><u>認めるときは、取引停止処分等を解除するものとする。</u></p> <p>(不渡手形審査専門委員会) 第 51 条 <u>交換所は、不渡手形審査専門委員会を設置し、この章に定める事項その他必要な事項を審議させるものとする。</u></p> <p>第 52 条～第 57 条 （略）</p> <p>(一時停止時緊急措置時等における不渡情報登録) 第 58 条 <u>第 55 条の規定により交換所決済の対象外として取扱う手形については、第 40 条に規定する不渡情報登録は要しない。</u></p> <p>(一時停止時緊急措置時等における異議申立) 第 59 条 <u>支払銀行が一時停止時緊急措置の認定を受けた場合において、第 45 条に定める異議申立手続をするに当たり、異議申立書および証明資料の提出ならびに振出人等からの異議申立預託金の受入れをできないときは、交換所は、当該緊急措置認定銀行によるその旨の届出をもって異議申立があったものとして取り扱い、異議申立書および証明資料の提出ならびに振出人等からの異議申立預託金の受入れを一時停止時緊急措置の認定に伴う措置の終了まで猶予するものとする。</u></p> <p><u>2 支払銀行が脱退時緊急措置の認定を受けた場合には、第 45 条に定める異議申立手続をするに当たり、異議申立預託金の受入れは要しないものとし、また、異議申立書および証明資料を提出できないときは、交換所は、当該緊急措置認定銀行によるその旨の届出をもって異議申立があったものとして取り扱い、異議申立書および証明資料の提出を免除するものとする。</u></p> <p>(一時停止時緊急措置時等における異議申立預託金の返還許可等) 第 60 条 <u>持出銀行が一時停止時緊急措置の認定または脱退時緊急措置の認定を受けた場合において、第 46 条第 1 項第 1 号に規定する不渡事故解消届または第 7 号に規定する支払義務確定届もしくは差押命令送達届を交換所に提出することができないときは、支払銀行等関係金融機関は、これらの届を交換所に提出することができる。</u></p> <p><u>2 交換所は、前項の規定により支払銀行等関係金融機関から交換所に不渡事故解消届、支払義務確定届または差押命令送達届が提出された場合において、支払銀行から異議申立預託金の返還許可の申立があったときは、異議申立預託金の返還を許可する。</u></p> <p>(一時停止時緊急措置時等における支払義務確定後の取引停止処分等) 第 61 条 <u>持出銀行が一時停止時緊急措置の認定または脱退時緊急措置の認定を受けた場合において、第 47 条に規定する不渡手形の振出人等の不渡報告への掲載または取引停止処分の審査の請求ができないときは、支払銀行等関係金融機関は、交換所に対し、これらの請求をすることができる。</u></p> <p>第 62 条～第 67 条 （略）</p>

新	旧
<p>(取引停止処分関係) 第 68 条 <u>（削除）</u></p> <p>(不渡情報の管理違反) 第 69 条 <u>（削除）</u></p> <p>第 70 条～第 75 条 （略）</p> <p>(規則改正) 第 76 条 この規則の改正は、理事会の決議によるものとする。ただし、様式第 10 号の改正については、事務委員会の決議によるものとする。 2 第 1 条から第 9 条まで、第 27 条から第 32 条まで、<u>第 38 条、第 52 条から第 57 条まで、第 62 条から第 66 条まで、前条第 2 項、本条および様式第 10 号の改正は、日本銀行の承認を得て実施するものとする。</u></p> <p><u>附則（2026 年 3 月改正）</u> 1 この規則の改正は 2027 年 4 月 1 日から実施する。ただし、次に掲げる各号の改正は各号に定めるとおりとする。 一 <u>第 13 条 2026 年 3 月 31 日</u> 二 <u>第 40 条第 1 項および第 3 項 2027 年 3 月 30 日</u> 三 <u>第 40 条第 2 項 2027 年 3 月 31 日</u></p>	<p>(取引停止処分関係) 第 68 条 <u>参加銀行は、次の各号の一に該当したときは、その該当があった都度、交換所からの請求により、交換所に対し、過怠金 1 万円を支払わなければならない。</u> 一 <u>取引停止処分を受けた者と取引をしたとき</u> 二 <u>第 48 条第 1 項または第 2 項の規定により不渡報告または取引停止処分を取消したとき（不渡報告または取引停止報告の掲載前に取消したときを含む。）</u> 2 <u>参加銀行は、第 40 条に規定する時限までに不渡情報登録を行わなかったときは、交換所に対し、過怠金 1 万円を支払わなければならない。</u></p> <p>(不渡情報の管理違反) 第 69 条 <u>交換所は、参加銀行が第 43 条または第 44 条第 2 項の規定に違反したときは、細則で規定する査定委員会の審議を経たうえ、理事会の決議により、当該参加銀行に対して次の処分を決定し、処分内容の公表を行うことができる。</u> 一 <u>勧告</u> 二 <u>1 百万円以下の過怠金の賦課</u> 三 <u>除名</u> 2 <u>前項各号の処分については、併科することができる。</u></p> <p>第 70 条～第 75 条 （略）</p> <p>(規則改正) 第 76 条 この規則の改正は、理事会の決議によるものとする。ただし、様式第 10 号の改正については、事務委員会の決議によるものとする。 2 第 1 条から第 9 条まで、第 27 条から第 32 条まで、<u>第 38 条から第 40 条まで、第 50 条、第 52 条から第 66 条まで、前条第 2 項および本条および様式第 10 号の改正は、日本銀行の承認を得て実施するものとする。</u></p> <p>(新設)</p>

以 上